

労災保険申請書類について【特別加入者の場合】

御事業所の労働保険番号 14-□-□□-94703□-□□□

(1) 災害事実証明書（現認書）

直接、労働基準監督署へ発生日から1週間以内に提出。

労働基準監督への提出の際は、コピーを原本と一緒に持参し、受付印を押印してもらい事業主控えとして残しておいて下さい。

[記入上の留意点]

下部の現認者欄は被災者、被災者親族以外の方がご記入、ご押印下さい。

(2) <労災保険を扱う病院、薬局>

療養補償給付たる療養の給付請求書 様式 第5号

病院と薬局へ同じものを作成し病院、薬局各々へ提出。但し、病院と薬局が一緒の場合は1枚で提出。

(3) <労災保険を扱わない病院、薬局>

療養補償給付たる療養の費用請求書 様式 第7号

医師の証明（薬局の証明）、領収書を添付して労働基準監督署へ提出。

(4) <転院した場合>

療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届 様式 第6号

転院した病院、薬局に提出。

(5) <休業中の生活補償を申請する場合>

休業補償給付支給請求書 様式 第8号

直接、労働基準監督署へ提出。

4日以上休業する場合は4日目より1日あたり、事故当時に指定されている日額の8割相当額が支給されます

書類の書き方等、詳しい内容は以下までお問い合わせ下さい

相模原労働基準監督署

電話：042-752-2051 FAX：042-752-1558